

横浜市指名停止等措置要綱運用基準

平成30年4月1日

要綱本文関係

(要綱第1条関係)

1 目的

この基準は、横浜市指名停止等措置要綱（以下、「要綱」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(要綱第2条第1項関係)

2 指名停止の適用期間

入札参加資格の登録期間を超えて停止期間を定めることはできるものとし、措置対象者が継続して入札参加資格登録をした場合は、指名停止も引き続き継続するものとする。

3 指名停止の適用期間の例外

指名停止の対象者は、原則として、有資格者とするが、資格を新たに有した者が、資格を有する前に措置要件に該当していたときにおいても、次のとおり指名停止を行うものとする。

(1) 適用期間の例外の対象は、次の各号いずれにも該当する場合とする。

ア 措置要件が、「贈賄」、「独占禁止法違反行為」、「競売入札妨害又は談合行為」又は「あっせん利得処罰法違反行為」のとき。

イ 資格を有する前に当該措置要件に該当することとなった日（次項参照）から起算して、資格を新たに有した日においても停止期間中であるとき。

(2) 停止期間

資格を新たに有した日から、次のそれぞれの場合における基準日から起算した当該停止期間の終期の日まで。

ア 他の有資格者に対し、当該措置事由で指名停止を行っている場合 当該指名停止の始期

イ 上記以外の場合

(ア) 「贈賄」、「競売入札妨害又は談合行為」又は「あっせん利得処罰法違反行為」の場合
運用基準第6項によって措置要件に該当することを知った日

(イ) 「独占禁止法違反行為」の場合
措置要件該当日の翌日

4 削除

5 財政局長の指名停止の適用範囲

(1) 財政局長の行った指名停止は、本市（医療局病院経営本部を除く。以下同じ。）の発注する全ての契約に関し適用する。

(2) 医療局病院経営本部の契約に係る事案に関しては、病院事業管理者の指名停止に基づき、財政局長の指名停止を決定するものとする。

6 措置要件に該当する事案の把握

措置要件に該当する可能性があると思われる事案は次の方法によって把握し、指名停止を行うものとする。

(1) 有資格者からの報告（要綱第12条第1項）

- (2) 工事所管局又は物品・委託等の発注所管局（以下、「所管局」という。）の長からの報告（要綱第12条第3項）
- (3) 他の公共機関からの通知又は発表等
- (4) マスコミ報道（横浜市内で一般に販売されている新聞又はテレビ若しくはラジオの報道）
- (5) 企業情報紙
- (6) 神奈川県警察本部長からの通知又は回答による。（要綱第2条第1項別表第2第15号から18号）

7 事業協同組合の取扱い

要綱第4条並びに運用基準第12項及び第15項に規定する共同企業体の取扱いとは異なり、指名停止を受けた有資格者を含む事業協同組合に対しては、指名停止は行わない。

8 指名停止の始期

要綱別表第1から第3の各号の停止期間の始期については、当該指名停止に関する何の決裁日の翌日（午前0時）とする。

9 停止期間の算定方法

- (1) 運用基準別表1に規定する標準停止期間を適用する場合
 - ア 1か月未満の場合は、停止開始日から起算して、当該標準停止期間が経過するまで。
 - イ 1か月以上の場合は、当該標準停止期間の開始日の応当日の前日まで。
- (2) 要綱第5条第2項による短期2倍措置を適用する場合
停止開始日から起算して、短期を2倍した期間が経過するまで（算定方法は前号に同じ。）。
- (3) 要綱第5条第2項による短期1.5倍措置を適用する場合
停止開始日から起算して、短期を1.5倍した期間が経過するまで（算定方法は第1号と同じであるが、1か月未満の端数が生じた場合は日数計算による。）。
- (4) 運用基準第13項第2号による下請負人の停止期間を適用する場合
停止開始日から起算して、元請負人の停止期間を2分の1にした期間が経過するまで（算定方法は第1号と同じであるが、1か月未満の端数が生じた場合は日数計算による。）。

（要綱第2条第1項、第2項及び第3項関係）

10 削除

11 指名の取消対象

指名をした案件の入札が停止期間終了後であっても、当該指名を取り消すものとする。

12 共同企業体に対する指名の取消

指名停止を受けた有資格者を含む共同企業体に対する指名についても取り消すものとする。

（要綱第3条関係）

13 下請負人の停止期間

指名停止に関し責任のある下請負人及び当該下請負人から元請負人の間で請負関係にある全ての下請負人を指名停止の対象とし、停止期間は次のとおりとする。

- (1) 下請負人の責任が重大である場合は元請負人と同一期間
- (2) (1)以外は元請負人の2分の1の期間（期間算定方法は運用基準第9項による。なお、この場合においては、要綱第2条第1項の規定にかかわらず、当該措置事由に定める期間の短期を下回る停止期間を定めることができる。）

14 下請負人の停止期間の加重措置の特例

要綱第3条及び前項の規定にかかわらず、要綱第5条第2項の規定により、下請負人に短期加重措置が適用される場合は、元請負人の停止期間を上回る停止期間を定めることができる。

ただし、運用基準第13項第2号の規定に該当する下請負人に短期加重措置を適用するときは、当該措置要件に係る停止期間の短期を加重した期間と元請負人の停止期間を比較して、短い期間を当該下請負人の停止期間とする。

なお、この場合においては、要綱第5条第2項の規定にかかわらず、短期を加重した期間を下回る停止期間を定めることができるものとする。

(要綱第4条関係)

15 共同企業体の各構成員の停止期間

(1) 原則として、全ての構成員を指名停止の対象とし、各構成員の停止期間は共同企業体の停止期間と同一期間とする。

(2) 前号の場合において、一般契約の共同企業体における出資比率20%未満の構成員（責任が重大である構成員を除く。）については指名停止の対象外とする。

16 停止期間の加重措置の特例

要綱第4条及び運用基準第15項第1号の規定にかかわらず、共同企業体の構成員が要綱第5条第2項の規定により、短期加重措置が適用される場合は、当該共同企業体の停止期間を上回ることがある。

(要綱第5条第1項関係)

17 一の事案で複数の措置要件に該当する場合の原則

一の事案で同時に二以上の措置要件に該当する場合は、既に指名停止を行った事案に関し、その後他の措置要件にも該当することとなった場合は、原則として、新たな指名停止は行わないものとする。

(要綱第5条第2項関係)

18 短期加重措置を適用した場合の停止期間

当該措置要件に係る停止期間の短期を2倍（又は1.5倍）した期間と運用基準別表第1及び別表第2に規定する標準停止期間を比較して、長い期間を停止期間とする（期間算定方法は運用基準第9項による。）。

19 短期加重措置の対象としない場合

2回目の事由による指名停止において、有資格者が要綱別表（別表第3を除く。）各号の措置要件に該当することとなった基の事実又は行為が、1回目の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。

20 停止期間中に新たな措置要件に該当した場合の指名停止の始期

指名停止の期間中の有資格事業者が新たに別の指名停止要件に該当することとなった場合、指名停止の始期は、新たに指名停止を決定した時期を始期とする。

<例示>

1月1日	1月15日	1月31日	2月14日
A 1か月			
	B 1か月		

※Aの案件で停止期間中の有資格業者が、別途新たな指名停止要件に該当するBの案件が発覚した場合、Aの案件の停止期間満了後から指名停止を開始するのではなく、Bの案件に係る伺の決裁日の翌日から指名停止を開始する。

(要綱第7条関係)

21 解除した指名停止の効力

- (1) 要綱第7条により指名停止を解除する場合における指名停止の終期は、当該指名停止解除に係る伺の決裁日までとする。
- (2) 要綱第7条の規定により指名停止を解除した場合、解除までの指名停止及びそれに係わる資格確認及び指名の取消等の措置は全て有効であり、指名停止の解除により、資格確認及び指名の取消等を取り消すことは行わない。
- (3) 前号の規定にかかわらず、解除した指名停止は、要綱第5条第2項に規定する加重措置の対象としない。

22 停止期間終了後に責めを負わないことが明らかになった場合の指名停止の取扱い

- (1) 既に終了した指名停止については解除の対象としない。
- (2) 指名停止等の有効性及び短期加重措置の非適用については、前項各号に規定するとおりである。

(要綱第8条関係)

23 所管局への通知

- (1) 財政局長は、指名停止を決定した場合は、速やかに、原則、全局長に通知するものとする。
- (2) 当該指名停止はホームページに掲載する。

24 指名停止の公表

- (1) 決定した指名停止は、契約第一課及び契約第二課において閲覧に供すること及びホームページに掲載することにより公表するものとする。
- (2) 指名停止の公表期間は原則として、当該措置の開始日の属する年度及びその翌年度とする。ただし、指名停止の終了日が、当該措置の開始日の属する年度の翌年度の末日を越える場合は、当該措置の終了日の属する年度までとする。
- (3) ホームページによる公表は、前号の規定によらず、当該指名停止の終了日までとする。

25 指名停止に関する資料提供

特に反社会性の高い事件に基づいて決定した指名停止については、報道機関に資料提供することができる。

(要綱第9条関係)

26 要綱第9条第1項の適用を除外する対象

要綱第9条第1項に定める「軽微な事由による指名停止」とは次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 要綱別表第1措置要件第5号又は第7号のいずれかの措置要件に該当する場合のうち、負傷者が3人未満のとき
- (2) 要綱別表第2措置要件第10号、第13号（ただし、許認可法令違反等重大な事由に該当する場合を除く。）又は第14号のいずれかの措置要件に該当する場合

(要綱第9条第3項及び第4項関係)

27 指名停止期間中の随意契約について

- (1) 見積書を徴収した相手方が指名停止に該当した場合は、契約を締結できない。
- (2) ただし、指名停止の期間中の有資格者又は当該有資格者を含む共同企業体を随意契約の相手方とするやむを得ない事由があると認められる際の手続きは次のとおりとする。

ア 単独随意契約

工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会又は財政局物品供給等一般競争参加資格審査等委員会（以下、「委員会」という。）の承認を得た後に、当該契約のみ締結する旨の通知を随意契約の相手方に行う。

イ 継続工事

2期目以降の工事は随意契約であるが、1期目工事発注時の委員会において、当該施工業者以外には技術的に施工できないことが審議済みであるため、委員会の審議を省略することができる。この場合においても、当該契約のみ締結する旨の通知を行うものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、委員会の承認を得るものとする。

- (ア) 本市契約における「贈賄」、「独占禁止法違反」、「競売入札妨害又は談合行為」、「あっせん利得処罰法違反行為」、「建設業法違反」又は「不正又は不誠実な行為」により指名停止を行った場合
- (イ) 当該指名停止の終了日において、発注予定工事の直近の工事が施工中であり、指名停止終了後に契約する場合においても継続工事として成立する場合（ただし、指名停止終了後に契約する場合において、建設業法施行令第6条に規定する見積期間を設けるために、指名停止の期間中に見積依頼をしないと継続工事として随意契約できない場合は、委員会審議を省略できるものとする。）

(要綱第11条関係)

28 警告の取扱いについて

- (1) 要綱第11条の規定により警告を行う事案は、本市契約において次のいずれかに該当した場合とする。

ア 工事

- (ア) 一の契約において、指名停止を受けた後に、指名停止の対象とならない事由（軽微な事故等）を発生させた場合
- (イ) 一の契約において、指名停止の対象とならない事由を複数回発生させた場合
- (ウ) 指名停止を受けた後、1年を経過するまでの間に、同種の内容の、指名停止の対象とならない事由を発生させた場合
- (エ) 指名停止の対象とならない事由を発生させた後、1年を経過するまでの間に、同種の内容の、指名停止の対象とならない事由を発生させた場合
- (オ) その他、指名停止の対象とならない事由を発生させた場合において、契約履行上の管理が不適切であると認められる場合。

イ 物品・委託等

- (ア) 一の契約において、指名停止を受けた後に、指名停止の対象とならない事由（軽微な事故等）を発生させた場合
 - (イ) 一の契約において、指名停止の対象とならない事由を複数回発生させた場合（同種の内容の、指名停止の対象とならない事由を複数回発生させた場合に限る。）
 - (ウ) 指名停止を受けた後、1年を経過するまでの間に、同種の内容の、指名停止の対象とならない事由を発生させた場合
 - (エ) その他、指名停止の対象とならない事由を発生させた場合において、契約履行上の管理が不適切であると認められる場合。
- (2) 前号において、有資格者が責めを負わない事由については対象としない。
- (3) 第1号において、警告を行う方法は次の通りとする。

ア 工事の場合

- (ア) 書面による警告 第1号ア(ア)、(イ)（同種の内容の、指名停止の対象とならない事由を複数回発生させた場合に限る。）、(ウ)又は(エ)のいずれかに該当した場合
- (イ) 口頭による警告 第1号ア(イ)（本号(ア)に該当する場合を除く。）又は(エ)のいずれかに該当した場合

イ 物品・委託等の場合

書面による警告

- (4) 第1号において、「同種の内容」とは、要綱別表各号において同一の措置要件に分類される事由をいう。

[注記]

工事請負約款第8条の2及び製造請負約款第8条の2に違反した場合のうち社会保険等未加入建設業者が二次以降の下請負人であった場合は、本運用基準第28項第1号ア(イ)に基づき警告を行う。

(要綱第12条関係)

29 報告を怠った場合又は報告が遅滞した場合の取扱い

- (1) 要綱第12条第1項の規定に基づく報告は、措置要件に該当する事由の発生から1か月以内（措置要件に該当する事由の発生日の翌日から起算して翌月の応当日の前日（翌月に応当日がない場合は、翌月の末日））に行うべきものとする。該当する日が横浜市の休日に定める条例第1条に該当する横浜市の休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、休日等でない日に順次繰り下げるものとする。
- (2) 財政局長が別に定める場合とは、次に掲げる場合をいう。
 - ア 運用基準別表第1関係第2号(1)に該当した場合
 - イ 運用基準別表第2関係第13号(3)に該当した場合
 - ウ その他財政局長が報告の必要がないと認めた場合
- (3) 報告を怠った場合又は報告が遅滞した場合は、当該措置要件に係る停止期間の短期を2倍（又は1.5倍）した期間と運用基準別表第1及び別表第2に規定する標準停止期間を比較して、長い期間を停止期間とする（期間算定方法は運用基準第9項による。）。この場合において、要綱第5条第2項の規定による短期加重措置の要件にも同時に該当した場合は、各々の要件に基づき算定した期間を比較して、長い期間を停止期間とする（期間算定方法は運用基準第9項による。）。

(その他の要綱本文関係)

30 指名停止等の決定手続等

- (1) 指名停止等の決定は、その措置内容を伺により決定する。ただし、次の場合は、委員会で措置内容を審議するものとする。
 - ア 標準停止期間が12か月以上の指名停止を行おうとする場合
 - イ 標準停止期間と異なる期間の指名停止を行おうとする場合
 - ウ その他財政局長が必要と認める場合
- (2) 前号ア又はイの場合において委員会を開催するいとまがないとき又は要綱第5条第2項、第3項若しくは第12条第2項のみに基づいて前号ア又はイに該当した場合は、委員会の審議を省略できるものとする。
- (3) 指名停止の決定は、原則として、部長専決による。ただし、以下の場合を除く。
 - ア 第1号の指名停止の場合(ただし、要綱第5条第2項、第3項又は第12条第2項のみに基づいて第1号ア又はイに該当した場合を除く。)は局長決裁とする。
 - イ 次に掲げるものは課長専決とする。
 - (ア) 要綱別表第3に基づく指名停止の場合
 - (イ) 病院事業管理者の指名停止に基づく指名停止
- (4) 要綱第11条に基づく措置の決定は、原則として、部長専決による。ただし、注意の喚起については課長専決とする。
- (5) 指名停止等に至らない内容の報告書の確認は、課長専決とする。

31 措置要件の該当基準及び標準停止期間

別表1に定めるところによる。

附 則 (平成18年10月行契一第2040号)

(施行期日)

1 この運用基準は、平成18年10月17日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この運用基準の規定は、施行日以後に公告又は指名する案件若しくは措置要件に該当する案件から適用する。ただし、施行日の前日までに公告又は指名した案件については、なお、従前の例による。

附 則 (平成19年5月行契一第360号)

(施行期日)

この運用基準は、平成19年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成20年3月行契一第4229号)

(施行期日)

この運用基準は、平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成21年3月行契一第4598号)

(施行期日)

この運用基準は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則（平成22年 3 月行契一第4323号）
（施行期日）

この運用基準は、平成22年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成23年 4 月総契一第 9 2 号）
（施行期日）

この運用基準は、平成23年 5 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成24年 3 月財契一第3548号）
（施行期日）

この運用基準は、平成24年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成26年 4 月財契一第4146号）
（施行期日）

この運用基準は、平成26年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成26年 5 月財契一第334号）
（施行期日）

1 この運用基準は、平成26年 5 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この運用基準の規定は、施行日以後に公告又は指名する案件若しくは措置要件に該当する案件から適用する。ただし、施行日の前日までに公告又は指名した案件については、なお、従前の例による。

附 則（平成27年 3 月財契一第4123号）
（施行期日）

この運用基準は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月財契一第4293号）
（施行期日）

この運用基準は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 4 月財契一第3954号）
（施行期日）

この運用基準は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 2 月財契一第3112号）
（施行期日）

この運用基準は、平成30年 2 月20日から施行する。

附 則（平成30年 3 月財契一第3680号）
（施行期日）

この運用基準は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

別表1 措置要件該当基準及び標準停止期間
(要綱別表第1関係)

措置要件該当基準等	標準停止期間
<p><虚偽記載> 1 虚偽記載</p>	1 か月
<p><過失による粗雑履行> 2 本市契約 (1) 成績不良等</p>	
<p>《基準》</p>	
<p>① 工事所管局長から工事成績報告書の総評点が60点未満の報告があった場合</p>	1 か月
<p>② 工事所管局長から工事成績報告書の総評点が50点未満の報告があった場合</p>	3 か月
<p>(2) 粗雑履行</p>	1 か月
<p>(3) <削除></p>	<削除>
<p>3 一般契約</p>	1 か月
<p><契約違反等> 4 契約違反</p>	
<p>(1) 履行遅延</p>	
<p>《基準》</p>	
<p>① 所管局長から契約の相手方の責めに帰すべき事由により2週間以内の履行遅延の報告があった場合</p>	2 週間
<p>② 所管局長から契約の相手方の責めに帰すべき事由により2週間を超える履行遅延の報告があった場合</p>	1 か月
<p>(2) 契約約款等違反</p>	1 か月
<p>契約約款に定めるものの他、本市契約の履行に当たり、契約に違反している場合。ただし、工事請負約款第8条の2及び製造請負約款第8条の2に違反した場合のうち、社会保険等未加入建設業者が二次以降の下請負人であった場合は指名停止を行わない。</p>	

<p>(3) 契約不履行等</p> <p>《基準》</p> <p>① 会計年度内に履行ができないことによる一部不履行</p> <p>② 一部不履行（①に該当するものを除く。）</p> <p>③ 全部不履行</p>	<p>1 か月</p> <p>3 か月</p> <p>6 か月</p>
<p>(4) 契約後に本市に提出すべき書類の虚偽記載</p>	<p>1 か月</p>
<p>4の2 架空契約</p>	<p>3 か月</p>
<p><事故></p> <p>《基準》</p> <p>「死亡」は、被災後24時間以内に、被災が直接の原因で死亡した場合とする。</p> <p>「負傷」は、被災が直接の原因で30日以上に加療を要する場合及び被災後24時間を越えて死亡した場合とする。この場合において、30日以上等の期間の認定は、医療機関の診断書に基づくものとする。</p> <p>なお、診断書における“全治4週間”等の記載については、30日とみなす。</p>	
<p>(公衆損害事故)</p>	
<p>5 本市契約</p>	
<p>《基準》 (1) 3人以上の死亡者を生じた場合</p> <p>(2) 3人未満の死亡者又は3人以上の負傷者を生じた場合、若しくは重大な損害を与えた場合</p>	<p>3 か月</p> <p>2 か月</p>
<p>(3) 3人未満の負傷者を生じた場合、又は損害を与えた場合</p>	<p>1 か月</p>
<p>6 一般契約</p>	
<p>《基準》 (1) 3人以上の死亡者を生じた場合</p> <p>(2) 3人未満の死亡者又は3人以上の負傷者を生じた場合、若しくは重大な損害を与えた場合</p>	<p>2 か月</p> <p>1 か月</p>
<p>(関係者事故)</p>	
<p>7 本市契約</p>	
<p>《基準》 (1) 3人以上の死亡者を生じた場合</p> <p>(2) 3人未満の死亡者又は3人以上の負傷者を生じた場合</p> <p>(3) 3人未満の負傷者を生じた場合</p>	<p>1 か月</p> <p>3 週間</p> <p>2 週間</p>
<p>8 一般契約</p>	
<p>《基準》 (1) 3人以上の死亡者を生じた場合</p> <p>(2) 3人未満の死亡者又は3人以上の負傷者を生じた場合</p>	<p>3 週間</p> <p>2 週間</p>

(要綱別表第2関係)

措置要件該当基準等	標準停止期間
<p><贈賄></p>	
<p>1 本市職員に対する贈賄</p>	24か月
<p>2 本市以外の公共機関職員に対する贈賄</p>	6か月
<p><独占禁止法違反行為></p>	
<p>3 本市契約に関する独禁法違反事件</p>	12か月
<p>4 一般契約に関する独禁法違反事件</p>	6か月
<p><競売入札妨害又は談合行為></p>	
<p>5 本市契約に関し、本市職員に働きかけた競売入札妨害又は談合事件</p>	24か月
<p>6 前項に掲げる場合のほか、本市契約に関する競売入札妨害又は談合事件</p>	12か月
<p>7 一般契約に関する競売入札妨害又は談合事件</p>	6か月
<p><あっせん利得処罰法違反行為></p>	
<p>8 本市契約に関するあっせん利得処罰法違反事件</p>	12か月
<p>9 一般契約に関するあっせん利得処罰法違反事件</p>	3か月
<p><不当労働行為></p>	
<p>10 不当労働行為</p>	1か月
<p><建設業法違反行為></p>	
<p>11 本市契約における建設業法違反</p>	<p>3か月 (ただし、営業停止処分が3か月を超える場合はその月数とする。)</p>
<p>12 本市契約以外における建設業法違反 建設業法に基づく建設業の許可を要する工種の登録がある有資格者が監督処分(許可取消処分、営業停止処分又は指示処分)を受けた場合</p>	
<p>《基準》 ① 建設業法の許可申請又は経営事項審査申請における虚偽の申請により、許可取消処分又は営業停止処分を受けた場合 ② 一般契約において、許可取消処分又は営業停止処分を受けた場合(た</p>	<p>3か月 2か月</p>

<p>だし、前号に掲げる場合を除く。)</p> <p>③ 一般契約において、指示処分を受けた場合</p> <p>〔注記〕</p> <p>「建設業法違反行為」を措置要件として指名停止を行う対象は、建設業法の規定に違反した場合のみとする。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年第66号）の規定に違反したことにより、建設業法第28条に基づく監督処分が出された場合は、「建設業法違反」を措置要件として指名停止を行う。また、公衆損害、粗雑工事、他法令違反、不誠実行為により建設業法第28条に基づく監督処分が出された場合は、建設業法違反での指名停止は行わず、他の該当する措置要件に基づき指名停止を行う。</p>	<p>1 か月</p>
<p><不正又は不誠実な行為></p> <p>13 不正又は不誠実な行為</p> <p>(1) 工種又は登録種目に係る許認可法令違反（ただし、第11項又は第12項に該当するものを除く。以下同じ。）</p> <p>ア 本市契約における工種又は登録種目に係る許認可法令違反の場合</p> <p>イ 本市契約以外における虚偽の申請による工種又は登録種目に係る許認可法令違反により、有資格者、有資格者の役員又はその使用人が逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起され、又は、監督官庁等から行政処分を受けた場合</p> <p>ウ 本市契約以外における工種又は登録種目に係る許認可法令違反により、有資格者、有資格者の役員又はその使用人が逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起され、又は、監督官庁等から行政処分を受けた場合</p> <p>(2) 一般法令違反</p> <p>ア 本市契約において、11及び13(1)アに定めるものの外、有資格者、有資格者の役員又はその使用人が業務に関して遵守すべき法令に違反したものと、逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起され、又は、監督官庁等から行政処分を受けた場合</p> <p>イ 本市契約以外において、12、13(1)イ及びウに定めるものの外、有資格者、有資格者の役員又はその使用人が業務に関して遵守すべき法令に違反したものと、逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起され、又は、監督官庁等から行政処分を受けた場合</p> <p>(3) 入札等における不正又は不誠実な行為</p> <p>ア 入札において、落札候補者等が、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合若しくは必要書類を提出しなかった場合、又は公募型見積合せにおいて、最低価格見積者が契約の相手方として決定する前に、正当な理由なく契約の相手方となることを辞退した場合。</p> <p>ただし、工事の入札（政府調達協定の対象となるものを除く。）において、落札候補者等となった入札の開札日から落札候補（予定）者通知日までの間に、他の本市発注工事の入札の落札候補者等となったこ</p>	<p>3 か月</p> <p>3 か月</p> <p>2 か月</p> <p>2 か月</p> <p>1 か月</p> <p>2 か月</p>

<p>とにより、落札候補（予定）者通知日の翌々開庁日午後5時までに、落札者となることを辞退した場合は、指名停止に該当しない（一般競争入札（条件付）における資格確認書類を既に提出している場合を除く。）。この場合、辞退は、入札公告又は指名通知書に定める開札予定日時が最も遅いものから順に行わなければならない。</p> <p>なお、総合評価落札方式による入札により落札候補者等となった場合に、当該入札の入札期間最終日の翌開庁日から開札日の前開庁日までの間に他の本市発注工事の入札の落札候補者等となったことにより、落札候補（予定）者通知日の翌々開庁日午後5時までに、落札者となることを辞退した場合についても、指名停止に該当しない（一般競争入札（条件付）における資格確認書類を既に提出している場合を除く。）。</p>	
<p>イ 落札候補者等が横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱第4条第1項第1号に該当した場合。ただし、資料に不備等があることのみにより同号に該当した場合を除く。</p>	2 か月
<p>ウ 入札において、落札決定後、正当な理由がなく契約の辞退を行った場合、又は随意契約において、見積書を提出し、契約の相手方として決定した後、正当な理由がなく契約の辞退を行った場合</p>	3 か月
<p>エ アからウに掲げるほか、入札に関して、不正又は不誠実な行為を行った場合</p>	2 か月
<p>(4) 仮契約を締結後、本契約となるまでの間に、正当な理由がなく契約解除の申し出をした場合</p>	6 か月
<p>(5) その他不正又は不誠実な行為</p> <p>有資格者である補助事業者等が、補助事業等に関して、不正受給等の不正行為により、次のいずれかに該当した場合</p> <p>ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第197号）第17条に基づき、補助金等の交付の決定が取り消されたとき又は同法第29条から第31条までの規定に基づく懲役若しくは罰金に処されたとき。</p> <p>イ 横浜市補助金規則第19条に基づき、補助金等の交付の決定が取り消されたとき又は横浜市補助金規則第29条の規定に基づく過料に処されたとき。</p> <p>ウ 前2号のほか、これに準ずる不正受給等が確認できたとき。</p>	2 か月
<p><信用失墜行為></p> <p>14 信用失墜行為</p>	1 か月
<p><暴力団等></p> <p>神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、次の15号から18号のいずれかに該当すると認められるとき。</p>	

<p>15 横浜市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第2号から第5号に該当すると認められるとき。</p> <p>12か月を経過した時点（要綱第5条第2項第1号に該当する場合にはその終期）において、神奈川県警察本部長への照会の結果、又は同本部長からの通知により、当該指名停止の事由に該当しないと認められたときは、指名停止を解除するものとする。</p>	<p>12か月を経過し、かつ改善したと認められる日まで</p>
<p>16 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。</p>	<p>6か月</p>
<p>17 有資格者又は有資格者の経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。</p> <p>3か月を経過した時点（要綱第5条第2項第1号に該当する場合にはその終期）において、神奈川県警察本部長への照会の結果、又は同本部長からの通知により、当該指名停止の事由に該当しないと認められたときは、指名停止を解除するものとする。</p>	<p>3か月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで</p>
<p>18 本市契約において、条例第2条第2号に規定する暴力団又は条例第2条第4号に規定する暴力団員等から不当介入を受けていたにも関わらず、本市又は警察に通報しなかったと認められるとき。</p>	<p>3か月</p>

（要綱別表第3関係）

措置要件該当基準等	標準停止期間
<p><経営不振></p> <p>1 経営不振</p>	<p>経営状態が安定したと認められるときまで、又は、裁判所の破産手続開始決定を受けるまで</p>